

## 新発田市スポーツ協会表彰規程内規

### (趣 旨)

第1条 この内規は、新発田市スポーツ協会表彰規程（以下「表彰規程」という。）第7条の規定に基づき、表彰候補者の推薦等について必要な事項を定める。

### (推薦基準)

第2条 表彰規程第3条による候補者の推薦は、次の各号に該当すると認める者について行う。

- 1 表彰規程第3条第1号、第2号及び第5号の該当者は、同一人が同一の章を受けるべきではない。
- 2 表彰規程第3条第1号スポーツ功労章において、「永年」とは「15年以上」とし、推薦年度の4月1日現在で45歳以上の者とする。但し、特別の功労があり審査委員会で適当と認めた場合はこの限りでない。
- 3 表彰規程第3条第2号優秀指導者章において、「永年」とは「15年以上」とし、推薦年度の4月1日現在で45歳以上の者とする。但し、特別の功労があり審査委員会で適当と認めた場合はこの限りでない。
- 4 表彰規程第3条第4号スポーツ栄誉章は、(1)に示す「日本代表選手に選出された者」とは、世界選手権大会、アジア選手権大会、ユニバーシアードの日本代表をいう。また、(2)に示す「偉大な記録」とは、世界新記録及び世界最高記録、日本新記録、日本最高記録をいい、「成果」とは、1年の内に全国大会において複数回特異な成績をあげたことをいう。
- 5 表彰規程第3条第5号特別優秀競技者章において、「永年にわたり」とは「10年以上」とするが、「種目によって審査委員会における検討」の上決定される。
- 6 表彰規程第3条第6号優秀競技者章において、「全国大会において優秀な成績」とは次の者をいう。
  - (1) 「全国大会」とは、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、種目別全国大会、その他審査委員会が認めた大会等をいう。(小・中学校、高校、専門学校、短期大学、大学、特別支援学校、一般の種目別毎も含む。)
  - (2) 「優秀な成績」とは、
    - ① 個人にあっては入賞した者又は大会新記録をあげた者。
    - ② 団体にあっては上位8チーム以内に含まれるもの以上(ベスト8まで)。
- 7 規程第3条第8号奨励章においては、
  - (1) 「県以上の公式大会」とは、その年度における種目別スポーツ団体、学校体育連盟、地域スポーツ団体等の主催するブロック大会、県大会及び同規模の大会であって審査委員会の審議を経たもの。
  - (2) 「優秀な成績」とは、
    - ① 県大会においては、個人1位、団体2位まで。
    - ② ブロック大会においては、個人・団体3位まで。
    - ③ ①、②においてその種目の新潟新記録をあげた者については競技者章の対象とする。

(推薦の方法)

第3条 各加盟団体の長は、前条各号に該当する候補者があるときは、別に定める推薦書を本会会長に提出するものとする。但し、理事長は副理事長及び常任理事と協議し必要に応じて候補者を本会会長に推薦することができる。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この内規は、平成7年3月23日から施行する。

附 則 (一部改正)

この内規は、平成12年7月3日から施行する。

附 則 (一部改正)

この内規は、平成18年1月27日から施行する。

附 則 (一部改正)

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この内規は、平成26年1月28日から施行する。

附 則 (一部改正)

この内規は、平成29年5月23日から施行する。

附 則 (一部改正)

この内規は、平成30年4月1日から施行する。